

調査研究実施計画一覧

No	タイトル	研究期間 (年度)	部会	担当課	ページ
1	博多湾の海ごみ組成調査	R1	環境	環境科学課 (生物担当)	1
2	輸入食品中の指定外食品添加物 一斉試験法の開発	R1～R2	保健	保健科学課 (食品化学担当)	2

調査研究実施計画書

		分 類	N・P
タイトル	博多湾の海ごみ組成調査		
担 当 課・ 担当者氏名	環境科学課生物担当:小林 斎哉, 山崎 亜弓, 益尾 実希		
調査研究期間	令和元年度		
目的及び必要性	博多湾では、様々なごみが海底へ沈んだり海岸へ漂着するなど、ごみが生物等への影響を与えることが懸念されており、平成28年9月に策定された博多湾環境保全計画(第二次)において、海域及び海岸域のごみの回収が施策として位置づけられている。そこで、博多湾内の海底ごみや漂着ごみについて、その組成を分析し、海ごみの発生起源と、特に海域への影響が大きいと考えられるプラスチックごみ等について組成を明らかにすることで、ごみの削減施策や啓発につなげるもの。		
概 要	(1)文献等調査 既に報告されている文献等によって、海ごみの起源、割合や種類を把握するとともに、博多湾における調査の参考とする。 (2)海ごみの分類・調査 文献調査や海底ごみの予備調査により、日常生活ごみが多数を占めていたことから、本市で実施している家庭ごみの組成調査を参考に分類し、それぞれの項目について、個数、重量、容積を測定する。 ①海底ごみ:小型底びき網漁業で回収した海底ごみについて、夏季・冬季に組成調査を行う。 ②漂着ごみ:博多湾内の海岸に漂着するごみについて、ラブアースで回収したごみを抽出し、組成調査を行う。 調査予定地: 福浜海岸(東部域)、生の松原海岸(西部域) (3)解析 ・海底ごみ 時期別の組成調査結果や回収実績を比較し、時期による組成や量の違い ・海岸ごみ 2地点間の組成調査の結果を比較し、地点間による組成の違い ・海底ごみと海岸漂着ごみの差異 海底ごみと海岸ごみの組成の違い ・海ごみと家庭ごみの組成の差異 日常生活から出るごみから、どのようなごみが海ごみとなるのか解析		
年 次 計 画	平成30 年度	令和元 年度	年度
	予備調査	海底ごみ(6月、12月) 海岸ごみ(6月)	
		データ解析・まとめ	
期待される成果	①海ごみの組成を調査し、時期や場所による特徴を明らかにする ②家庭ごみの組成の既存資料と比較し、海ごみの起源を明らかにする ③海へ排出されるプラスチックごみの組成を明らかにする ④収集した基礎データをごみ減量施策や啓発に活かす		
備 考	平成30年度に海底ごみについて予備調査を実施		

(注1) 分類は別途定める調査研究の体系図に基づく分類記号(A, B, C・・・)

(注2) タイトルは、対外的にわかりやすいものにし、専門用語等を使う場合はサブタイトルをつけること。

(注3) 期待される成果については、行政施策への提言・反映目標及び市民への還元目標等を記載すること。

(注4) 関係部局及び共同研究者については、備考に記載すること。

(注5) 国の補助金等予算措置がある場合には、備考に記載すること。

調査研究実施計画書

		分類	F
タイトル	輸入食品中の指定外食品添加物一斉試験法の開発		
担 当 課・ 担当者氏名	保健科学課 宮崎悦子, 安川幸恵, 戸渡寛法, 菅弘樹, 小出石千明, 浜崎志帆		
調査研究期間	令和元年度 ～ 令和2年度		
目的及び必要性	輸入食品に対する市民の不安は依然として大きく、行政による監視が求められている。平成31年度福岡市食品衛生監視指導計画においては、輸入食品の衛生対策を重点事業のひとつとし、流通する輸入食品における指定外食品添加物の使用の有無を収去検査で確認し、結果を公表する方針である。 現状より多くの項目に対応可能な、定性性に優れた指定外食品添加物一斉試験法を開発し、収去検査に活用することで、市民の安全安心につなげる。		
概 要	現状の輸入食品中の指定外食品添加物の検査は、各添加物を個別の試験法で検査しており、多くの添加物を検査するには時間的制約があることから、1回の依頼あたりの検査項目数を制限している。そこで、本研究では、より多くの指定外食品添加物を一斉に検査可能な試験法を開発することを目指す。 厚生労働省の輸入食品監視指導において違反事例がある指定外食品添加物を主な検査対象とし、簡便な方法で抽出、精製した試験溶液をLC-QTOFMSで測定し、各添加物の標準品と比較して定性、定量を行うものとする。 試験法の開発は次のように進める予定である。 ①LC-QTOFMSによる測定条件を検討し、標準品を測定して定量下限濃度を決定する。 ②複数の食品に対して添加回収試験を行い、回収率の高い抽出、精製方法を検討する。 ③開発した試験法について妥当性を確認し、検査体制を整備する。		
年 次 計 画	令和元 年度	令和2 年度	年度
	①, ②測定, 抽出, 精製条件の検討 ③開発した試験法の妥当性確認と検査体制の整備		
倫理審査	要 ・ 不要	審査年月日	平成 年 月 日
	審査結果	<意見等>	審査番号
期待される成果	開発する試験法を活用し、輸入食品中の指定外食品添加物の検査項目数を増やすことで、輸入食品の監視体制を強化し、市民に安心感を与えることができる。		
備 考			

(注1) 分類は別途定める調査研究の体系図に基づく分類記号(A, B, C・・・)

(注2) タイトルは、対外的にわかりやすいものにし、専門用語等を使う場合はサブタイトルをつけること。

(注3) 期待される成果については、行政施策への提言・反映目標及び市民への還元目標等を記載すること。

(注4) 関係部局及び共同研究者については、備考に記載すること。

(注5) 国の補助金等予算措置がある場合には、備考に記載すること。